

岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃の改正決定に係る岡山地方労働審議会の意見に関する公示

岡山労働局 一般公示 53号

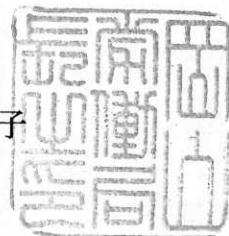
本日、岡山地方労働審議会から岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃の改正決定についての意見の提出があったので、家内労働法（昭和45年法律第60号）第9条第1項の規定により、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、当該最低工賃の改正決定に異議がある家内労働者又は関係委託者は、家内労働法第9条第2項の規定に基づき、令和6年12月27日までに、岡山労働局長（岡山市北区下石井1丁目4番1号）あて別紙様式により異議申出をされたい。

令和6年12月12日

岡山労働局長

森 實 久 美 子



記

岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃の改正決定に係る岡山地方労働審議会の意見要旨

次の岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃を改正すること

1. 適用する家内労働者

岡山県の区域内で車両電気配線装置製造業に係る端子ハメ及びチューブ通しの業務に従事する家内労働者

2. 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の業務欄、内容欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

業務	内容	規格	金額
端子ハメ	電線の端末に取り付けられた端子をコネクタ(非防水タイプに限る)に差し込むことをいう。	20センチメートル以下の電線について行うもの	端末端子 1本につき 43銭
		20センチメートルを超える50センチメートル以下の電線について行うもの	端末端子 1本につき 49銭
		50センチメートルを超える2メートル以下の電線について行うもの	端末端子 1本につき 61銭
		2メートルを超える電線について行うもの	端末端子 1本につき 70銭
チューブ通し	電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。	15センチメートル以下のチューブについて行うもの	被覆チューブ 1本につき 32銭
		15センチメートルを超える30センチメートル以下のチューブについて行うもの	被覆チューブ 1本につき 47銭
		30センチメートルを超える50センチメートル以下のチューブについて行うもの	被覆チューブ 1本につき 64銭
		50センチメートルを超えるチューブについて行うもの	被覆チューブ 1本につき 76銭

(注)「端子ハメ」は端子を1本につき、「チューブ通し」はチューブを1本につきの金額をいう

4. 効力発生の日 令和7年3月3日

別紙

異議申出書

令和6年12月12日に貴殿が公示した岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃に係る岡山地方労働審議会の意見について異議があるので家内労働法第9条第2項により下記のとおり異議を申し出る。

記

異議の内容

異議の理由

令和 年 月 日

申出者
住 所
氏 名

岡山労働局長 森實 久美子 殿